

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対応

県外訪問時の対応（改定：令和4年3月22日付）

この度3月21日をもって、本県を含む18都道府県対象の「まん延防止等重点措置」が解除となりました。このことを受けて、大学等のオープンキャンパスやその他私事等で県外を訪問する際の従前対応について、16回目の改定をします。

「まん延防止等重点措置」が解除されたとはいえ、全国的にオミクロン株による新規感染者は相変わらず全ての都道府県で確認されております。県外への訪問に伴う出校停止の対応はとりませんが、下記【実施対応】を継続します。

生徒、保護者の皆様におかれましては、青森県内も含め不要不急の訪問・移動は可能な限り控えてくださるようお願いいたします。特に生徒において、他校の友人も含めた複数人での集会や会食等については、厳に控えるようにしてください。

併せて、3密回避、マスク着用、手洗い、手指消毒等、感染防止対応の継続を強くお願いいたします。

【実施対応】

- 1 本校指定の「届出」を作成し提出する。
- 2 帰宅後、10日間の健康観察による「検温・体調確認表」を作成・提出する。
- 3 県外訪問に伴い、直ちに「出校停止扱い」とはしない。なお、帰宅後体調に変化が発生した場合は、速やかに関係医療機関に相談・受診すること。併せて、学校へも一報を入れること。

※指定の「届出」及び「検温・体調確認表」は担任へ申出て受け取ってください。

又は[こちらをクリック](#)して、ホームページからダウンロードしてください。